

青森県報

号外第二十二号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課)…一六

IT・E・R支援室設置規程……………(同)…二〇
行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令……………(同)…二三
県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令……………(同)…三三

告 示

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程……………(人事課)…三三

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 課等」を「第二款 課」に、「エネルギー総合対策局のグループ」を「エネルギー総合対策局各課」に改め、「第二十九条」を削り、「第二十九条の二 第二十九条の十」を「第二十九条 第四十一条」に、「第三十条 第三十二条」を「第四十二条・第四十三条」に、

「第二目から第四目まで 削除(第三十二条の二 第三十六条)

第五目 県税事務所(第三十七条 第四十条)

第五目の二 削除(第四十条の二 第四十条の五)

第六目 消防学校(第四十一条 第四十二条)

「第二目 消防学校(第四十四条 第四十五条)

「第四十四条」を「第四十六条・第四十七条」に改め、「第一目 削除(第四十五条・第四十六条)」を削り、「第二目 環境保健センター(第四十七条)」を「第一目 環境保健センター(第四十八条)」に、「第三目 原子力センター」を「第二目 原子力センター」に、「第五十四条」を「第五十一条」に、

「第一目 健康福祉こどもセンター(第五十五条 第五十八条)

第二目 保健大学(第五十九条 第六十四条)

第三目 中央病院(第六十五条 第六十八条)

第四目 つくしが丘病院(第六十九条 第七十二条)

「第一目 保健大学(第五十二条 第五十五条)

「第二目」に、「第七十二条の二・第七十二条の三」を「第五十六条・第五十七条」に、

「第五目 食肉衛生検査所(第七十三条 第七十七条)

第六目 削除(第七十八条 第八十一条)

第七目 婦人相談所(第八十二条・第八十三条)

第八目 児童自立支援施設(第八十四条 第八十七条) を

第九目 削除(第八十八条・第八十九条)

第十目 障害者相談センター(第九十条・第九十一条)

第十一目 削除(第九十二条・第九十三条)

「第三目 食肉衛生検査所(第五十八条 第六十条)

「第四目 婦人相談所(第六十一条 第六十二条)

「第五目 児童自立支援施設(第六十三条 第六十四条)

「第六目 障害者相談センター(第六十五条 第六十六条)」

「第七目」に、「第九十四条 第九十五条の三」を「第六十七条 第七十条」に改め、

「第十三目 削除(第九十六条 第九十七条)」を削り、「第十四目」を「第八目」

に、「第九十八条 第九十九条」を「第七十一条 第七十二条」に、「第十五目」を

「第九目」に、「第九十九条の二 第九十九条の四」を「第七十三条 第七十四条」

に、「第十六目」を「第十目」に、「第九十九条の五 第九十九条の七」を「第七十

五条 第七十六条」に、「第十七目」を「第十一目」に、「第九十九条の八 第九十

九条の九」を「第七十七条 第七十八条」に、「第九十九条の十 第九十九条の十一」

を「第七十九条 第八十条」に、「第一百条 第一百条の六」を「第八十一条 第八十四

条」に、「第一百条の七 第一百条の十」を「第八十五条 第八十七条」に、「第一百条

の十一 第一百条の十二」を「第八十八条 第八十九条」に、「第一百条の十三 第一百条

の十四」を「第九十条 第九十一条」に、「第一百条の十五 第一百条の十六」を「第九十

二条 第九十三条」に、

「第一目 農林水産事務所(第一百条 第一百七条の二)

「第二目 農林総合研究センター(第一百八条 第一百九条)

「第三目 水産総合研究センター(第一百二十条 第一百二十五条)

「第四目 ふるさと食品研究センター(第一百二十六条 第一百三十一条)

「第五目から第八目まで 削除(第一百三十二条 第四百十条) を

「第九目 農業大学校(第四百十一条 第四百三十三条)

「第十目 宮農大学校(第四百四十一条 第四百四十七条)

「第十一目から第十八目まで 削除(第四百四十八条 第四百七十九条)

「第十九目 海洋学院(第四百八十条 第五百三十三条)」

「第一目 農林総合研究センター(第九十四条 第一百五十五条)

「第二目 水産総合研究センター(第一百六条 第一百一十一条)

「第三目 ふるさと食品研究センター(第一百二十二条 第一百六十六条) に、

「第四目 農業大学校(第一百七条 第一百八条)

「第五目 宮農大学校(第一百九条 第二十条)」

「第一目 県土整備事務所(第二百十四条 第二百二十一条)

「第二目 削除(第二百二十二条 第二百二十三条) を

「第三目 空港管理事務所(第二百二十四条 第二百五条)」

「第一目 空港管理事務所(第二百二十一条 第二百二十二条)」に、「第二百二十

六条 第二百三十五条」を「第二百三十三条 第二百三十四条」に改め、「第五款の三

出先機関の事務所掌の特例(第二百三十六条)」を削り、「第二百三十七条 第二百

三十九条」を「第二百二十五条」に、「第二百四十条 第二百四十一条」を「第二百二十

六条 第二百二十七条」に、「第二百四十二条 第二百四十九条」を「第二百二十八条

第三百三十四条」に改め、「第五章 削除(第二百四十九条の二 第二百四十九条の十

一)」を削り、「第六章」を「第五章」に、「第二百五十条」を「第三百三十五条」に

改める。

「第三条中「並びに部」の下に「及び局」を加える。

「第八条第一項中「部に」を「部及び局」に改め、同項の表中「部名」を「部及び

局名」に改め、同表総務部の項中「防災消防課」の下に「財産管理課」を加え、同

表に次のように加える。

エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課、原子力立地対策課
------------	---------------------

「第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

「第九条第三項中「第二十五条の二の三第一項」を「第二十五条の二の四第一項」に

改める。

「第二章第二節第二款の款名中「課等」を「課」に改める。

「第十一条の人事課の項の第十四号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、

「出先機関の職員に係る事務(電子計算組織により処理されるものを除く。)並びに

出先機関の職員以外の職員で、」を削り、「十五日未満の職員」の下に「に係る事務

(旅費に係るものを除く。)」を加え、同条の総務学事課の項の第七号中「物品の購

入」を「通信及び印刷」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項の第十四号を次の

ように改める。

十四 所管自動車の運行及び管理に関すること。

「第十一条の総務学事課の項第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十五

号とし、第十九号から第二十五号までを三号ずつ繰り上げ、同条の税務課の項の第三

号中「所得譲与税、」を削り、同項の第八号を削り、同条の市町村振興課の項の第十

二号中「所得譲与税、」を削り、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号

とし、第二十七号を第二十六号とし、同条の防災消防課の項の次に次のように加える。

財産管理課

一 ファシリティマネジメントに関すること。

二 公有財産の総括に関すること。

三 普通財産の管理及び処分に関すること。

四 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進の総括に関すること。

五 庁舎の管理及び運営の総括並びに本庁舎及び合同庁舎の管理及び運営に関する
こと。

六 公舎の管理及び運営の総括並びに合同公舎の管理及び運営に関すること。

七 県有建築物（県営住宅を除く。）及びその附帯施設の修繕に関すること。

八 車両保管庫の管理に関すること。

九 管理特別会計（光熱水費及び自動車の保管に係るものに限る。）に関するこ
と。

第十一条の二の情報システム課の項の第四号中「エネルギー総合対策局、」及び
「地域連携室及び」を削る。

第十二条の環境政策課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、
第十六号の次に次の一号を加える。

十七 地域県民局に関すること（地域連携部の環境管理事務所の総括的管理に関
する事務に限る。）。

第十三条の健康福祉政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から
第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第十二号中「の研修」を削り、「こと」の
下に「（免許、書類の経由等に関する事務を除く。）」を加え、同項を同項の第十一
号とし、同項中第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同
項の第十九号中「養護老人ホーム、知的障害児施設及び知的障害者総合福祉センター」
を削り、同項を同項の第十七号とし、同項の第二十号を同項の第十八号とし、同項の
第二十一号中「健康福祉こどもセンター、」を削り、同項を同項の第十九号とし、同
項の第二十二号中「及び医療審議会」及び「社会福祉審議会に関する事務中」を削り、
同項を同項の第二十号とし、同項の第二十三号を同項の第二十一号とし、同条の医療
業務課の項の第十五号中「准看護師試験委員」を「医療審議会、准看護師試験委員」
に改め、同項を同項の第十六号とし、同項中第十四号を削り、第十三号を第十五号と
し、第二号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同項の次に
次の一号を加える。

四 保健師の免許、書類の経由等に関すること。

第十三条の医療業務課の項の第一号を同項の第二号とし、同項に第一号として次の

一号を加える。

一 医療計画に関すること。

第十三条の保健衛生課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第三
十号までを一号ずつ繰り上げ、同条のこどもみらい課の項中第十三号を第十四号とし、
第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

第十三条の二の工業振興課の項の第一号中「こと」の下に「（他課の分掌に係る事
務を除く。）」を加え、同項の新産業創造課の項の第一号中「の支援」を「に係る施
策の企画、立案及び推進」に改め、「こと」の下に「（他課の分掌に係る事務を除
く。）」を加え、同項の第二号中「産業科学技術振興対策」を「産業科学技術の振興」
に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第十四条の農林水産政策課の項の第十五号中「農林水産事務所、」を削り、同条の
団体経営改善課の項の第六号を削り、同項の第七号中「農林畜水産業」を「農林畜産
業」に改め、同項を同項の第六号とし、同項の第八号を同項の第七号とし、同条の農
村整備課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十六
号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条の水産振興課の項中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四
号とし、第二十一号を削り、第二十号を第二十三号とし、第六号から第十九号までを
三号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同項の次に次の二号を加える。

七 水産業の金融に関すること。

八 水産業協同組合に関すること（検査に関する事務を除く。）。

第十五条の水産振興課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 漁業共済に関すること。

第十五条の漁港漁場整備課の項の第五号中「指定漁港区域」の下に「（指定漁港区
域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を
含む。）」を加え、同項の第六号中「漁港区域」の下に「（漁港区域に接する海岸保
全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）」を加え
る。

第十六条の監理課の項の第十六号中「県土整備事務所及び」を削り、同条の河川砂
防課の項の第二号中「（港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に係るものを除く。）」
を削り、「こと」の下に「（他課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同条の港湾
空港課の項の第五号中「臨港地区」の下に「（港湾区域又は港湾隣接地域に接する海

岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。」を加え、同項の第六号中「港湾隣接地域」の下に「(港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。)」を加え、同条の都市計画課の項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関すること(特定路外駐車場に関する事務に限る。)

第十六条の建築住宅課の項の第四号を次のように改める。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関すること(特定建築物に関する事務に限る。)

第十六条の建築住宅課の項の第十二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項の第十七号中「住宅建設計画」を「住生活基本計画の策定及び推進」に改め、同条の高規格道路・津軽ダム対策課の第七号中「東北新幹線」の下に「及び北海道新幹線」を加える。

第二章第二節第七目の二を次のように改める。

第七目の二 エネルギー総合対策局各課の分掌事務

(エネルギー総合対策局各課の分掌事務)

第十六条の二 エネルギー総合対策局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

エネルギー開発振興課

一 局内の人事、組織、予算その他の庶務に関すること。

二 局の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。

三 むつ小川原地域の開発に係る事務の総合調整に関すること。

四 むつ小川原地域の開発に係る調査及び計画の策定に関すること。

五 関係行政機関及び関係団体とのむつ小川原地域の開発の推進に係る事務の連絡に関すること。

六 環境及びエネルギーにかかわる産業の創出及び振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

七 地域エネルギーの開発及び利用に関すること。

八 むつ小川原開発審議会に関すること。

九 局内他課の主管に属しない事務に関すること。

原子力立地対策課

一 原子力施設の立地に係る調整及び連絡に関すること。

二 原子力施設に関する情報の提供に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。)

三 電源立地地域等の振興に関すること。

四 その他原子力施設の立地対策に関すること。

第十七条第十八号中「公有財産及び」を削り、同条第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第十七条の二の経理課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項の第六号中「公有財産及び」を削り、同号を同項の第五号とし、同項中第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条の出納課の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 財産の記録管理に関すること。

第十八条中「第八条第四項の規定により置かれる」を削る。

第十九条の二の二を削り、第十九条の二を第十九条の二の二とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(局長)

第十九条の二 エネルギー総合対策局に局長を置く。

2 局長は、知事及び副知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第十九条の三第一項中「部」の下に「及びエネルギー総合対策局」を加える。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(次長)」を付し、同条第二項中「市町村振興課及び防災消防課」を「税務課及び市町村振興課」に、「税務課」を「防災消防課、財産管理課」に改め、同条第四項中「補佐」の下に「県民生活文化課に係る事務を整理するとともに」を加え、「県民生活文化課」を削り、同条第五項中「医療業務課」を「高齢福祉保険課」に、「保健衛生課、高齢福祉保険課」を「医療業務課、保健衛生課」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二 エネルギー総合対策局に次長を置く。

2 次長は、局長を補佐し、局の事務を整理する。

第二十条の三を削る。

第二十一条第一項中「部」の下に「及びエネルギー総合対策局」を加える。

第二十四条の五の見出し及び同条を削る。

第二十四条の四第一項中「応じて」を「応じ」に改め、同条を第二十四条の五とし、第二十四条の三の次に次の一条を加える。

(局付)

第二十四条の四 エネルギー総合対策局に必要な応じ局付を置く。

2 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第二十四条の六から第二十四条の十六までを削る。

第二十五条の二の四を第二十五条の二の五とし、第二十五条の二の三を第二十五条の二の四とし、第二十五条の二の二を第二十五条の二の三とし、第二十五条の二の次に次の一条を加える。

第二十五条の二の二 出納局に次長を置く。

2 次長は、事務局長を補佐し、同の事務を整理する。

第二十八条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「青森県行政機関等設置条例」を「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号を削り、同条第三項第八号を削り、同条第四項第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境保健センター

第二十九条を削る。

第二十九条の二第一項中「次の」を「知事の権限に属する」に改め、各号を削り、同条第二項を削り、第三章第二節第一款中同条を第二十九条とする。

第四十八条を削る。

第四十七条第一号中「除く。」の下に「上必要な調査及び試験研究」を加え、同条を第四十八条とする。

第三章第二節第二款中第一目を削り、第二目を第一目とし、同節第一款の三第一目中第四十四条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とし、同節第一款の二第六目中第四十二条を第四十五条とする。

第四十一条中「第二十六条」を「第五十一条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三章第二節第一款の二中第二目から第五目の二までを削り、第六目を第二目とし、第三十二条を削り、同条第一目中第三十一条を第四十三条とする。

第三十条中「第七号」を「第六号」に改め、第七号を削り、第八号を第七号とし、

同条を第四十二条とし、第三章第二節第一款中第二十九条の十を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(道路河川事業所)

第四十一条 西北地域県民局地域整備部に道路河川事業所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名	称	位置	担 当 区 域
西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所		西津軽郡鱒ヶ沢町	つがる市、西津軽郡

2 道路河川事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路(都市計画道路を含む。)、河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する次のこと。

イ 工事の調査、設計及び監督に関すること。

ロ 工事用材料の検査に関すること。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関すること。

ニ 工事用機械器具及び直営工事現場資材の保管に関すること。

ホ その他技術的管理に関すること。

二 港湾に関する次のこと。

イ 港湾施設の維持管理に関すること。

ロ 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。

ハ 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

ニ 海岸保全区域の管理に関すること。

ホ その他港湾の利用及び管理に関すること。

3 西北地域県民局地域整備部長は、道路河川事業所に課を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる課の分掌事務は、西北地域県民局地域整備部長が定める。

第二十九条の九第一項中「三八地域県民局地域整備部に」を「東青地域県民局、三八地域県民局及び北上地域県民局の地域整備部に」に改め、同項の表三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の項の前に次のように加える。

東青地域県民局地域整備部青森港管理所	青森市	青森港及び小湊港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区
--------------------	-----	----------------------------

第二十九条の九第一項の表に次のように加える。

上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所	上北郡六ヶ所村	むつ小川原港及び野辺地港の港湾区域（港湾区域に接する海岸保全区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）、港湾隣接地域及び臨港地区
-----------------------	---------	--

第二十九条の九に次の二項を加える。

3 第一項の規定により港管理所が置かれる地域県民局の地域整備部長は、当該港管理所に課を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる課の分掌事務は、当該課の属する港管理所が置かれる地域県民局の地域整備部長が定める。

第二十九条の九を第三十九条とする。

第二十九条の八第一項中「三八地域県民局及び下北地域県民局」を「地域県民局（中南地域県民局及び上北地域県民局を除く。）」に改め、同項の表三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所の項の前に次のように加える。

東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町
-----------------------------	-----	---------------

第二十九条の八第一項の表に次のように加える。

西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所	西津軽郡鰺ヶ沢町	五所川原市、つがる市、西津軽郡中泊町
-----------------------------	----------	--------------------

第二十九条の八第二項第三号中「漁港区域」の下に「（漁港区域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により漁港漁場整備事務所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長は、当該漁港漁場整備事務所に課を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる課の分掌事務は、当該課の属する漁港漁場整備事務所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長が定める。

第二十九条の八を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。
（ダム建設所）

第三十八条 東青地域県民局地域整備部にダム建設所を置き、その名称、位置及び分掌事務は、次のとおりとする。

名 称	位 置	分 掌 事 務
東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所	青森市	一 駒込ダムの建設に関すること。 二 浅虫川浅虫ダムの管理に関すること。 三 堤川下湯ダムの管理に関すること。

第二十九条の七第一項中「及び下北地域県民局」を「下北地域県民局及び西北地域県民局」に改め、同項の表に次のように加える。

西北地域県民局地域農林水産部鰺ヶ沢水産事務所	西津軽郡鰺ヶ沢町	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
------------------------	----------	----------------------

第二十九条の七第二項に次の一号を加える。

四 その他水産業に関すること。

第二十九条の七に次の二項を加える。

3 第一項の規定により水産事務所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長は、当該水産事務所に課を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる課の分掌事務は、当該課の属する水産事務所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長が定める。

第二十九条の七を第三十六条とする。

第二十九条の六第一項中「三八地域県民局及び下北地域県民局」を「地域県民局（中南地域県民局を除く。）」に改め、同項の表中

三八地域県民局地域農林水産部八戸家畜保健衛生所	八戸市	八戸市、三戸郡
-------------------------	-----	---------

を

東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所	青森市	青森市、東津軽郡
三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所	八戸市	八戸市、三戸郡
上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。）

に改め、同表に次のように加える。

西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所	つがる市	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
------------------------------	------	--

第二十九条の六に次の二項を加える。

3 第一項の規定により家畜保健衛生所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長は、当該家畜保健衛生所に課を置くことができる。

4 前項の規定により置かれる課の分掌事務は、当該課の属する家畜保健衛生所が置かれる地域県民局の地域農林水産部長が定める。

第二十九条の六を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(水産業改良普及所)

第三十五条 東青地域県民局地域農林水産部に水産業改良普及所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
東青地域県民局地域農林水産部 青森地方水産業改良普及所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町

2 水産業改良普及所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 水産業の改良普及に関すること。

二 その他水産業に関すること。

第二十九条の五第一項を次のように改める。

地域連携部の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、東青地域県民局にあつては第二号に掲げる事務を、西北地域県民局及び上北地域県民局にあつては第六号に

掲げる事務を除く。

一 一部の庶務に関すること。

二 合同庁舎の管理に関すること。

三 公告（他部において管理するものを除く。）の管理に関すること。

四 予算の執行に関すること。

五 地域と協働して行う地域づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

六 公害の防止その他の環境の保全に関すること。

七 他部の分掌に属しない事務に関すること。

第二十九条の五第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる事務のうち第三十条第二項各号に掲げる県税に関する事務にあつては、東青地域県民局に限る。

第二十九条の五第四項ただし書中「第三号」を「第三号及び第四号に掲げる事務を、上北地域県民局にあつては同号」に改め、同項第三号中「及び漁港」を削り、同項に次の一号を加える。

四 漁港に関すること。

第二十九条の五第十項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第七項に次の一号を加える。

三十九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する居宅サービス計画の検証に関すること。

第二十九条の五第七項を同条第九項とし、同条第六項中「総務企画室」を「企画調整室」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 管理室の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、東青地域県民局にあつては、第三号に掲げる事務を除く。

一 地域連携部内の庶務に関すること。

二 局長印及び局印の管守に関すること。

三 合同庁舎の管理に関すること。

四 公告の管理に関すること。

五 予算の執行に関すること。

7 地域支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 地域と協働して行う地域づくりに係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

二 管理室及び環境管理事務所の分掌に属しない事務に関すること。
第二十九条の五を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(環境管理事務所)

第三十二条 地域県民局(西北地域県民局及び上北地域県民局を除く。)の地域連携部に環境管理事務所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
中北地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所	弘前市	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町
下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所	むつ市	むつ市、下北郡

2 環境管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公害に関する知識の普及及び公害の防止の思想の高揚に関すること。
- 二 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- 三 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭の規制等に関すること。
- 四 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭の防止のために必要な監視及び測定に関すること。
- 五 公害に係る苦情処理に関すること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 七 浄化槽に関すること(浄化槽の構造、浄化槽工事及び浄化槽工事業に関する事務を除く。)
- 八 環境美化に関すること。

第二十九条の四第一項中「地域連携室」を「地域連携部」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「総務企画室」を「企画調整室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域連携部に管理室及び地域支援室を置く。

第二十九条の四を第三十一条とする。

第二十九条の三第一項の表中中北地域県民局の項の前に次のように加える。

東青地域県民局	青森市	青森市、東津軽郡
---------	-----	----------

第二十九条の三第一項の表三八地域県民局の項の次に次のように加える。

西北地域県民局	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡

第二十九条の三第五項の表中

三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
---------	-------------------

を

東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町
三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町

に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項の表中

三八地域県民局	八戸市、三戸郡
---------	---------

を

東青地域県民局	青森市、東津軽郡
三八地域県民局	八戸市、三戸郡

西北地域県民局	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。）

に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
 6 前各項の規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所 管 区 域
東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町
中南地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町
西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	七戸町、六戸町
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

第二十九条の三第三項を削り、同条第一項中「前項」を「前三項」に改め、同項の表中南地域県民局の項の前に次のように加える。

東青地域県民局	青森市、東津軽郡
---------	----------

第二十九条の三第二項の表三八地域県民局の項の次に次のように加える。

西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
上北地域県民局	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）

2 第二十九条の三中第一項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
 前項の規定にかかわらず、次に掲げる県税に関する事務については、行政機関条例

例の定めるところにより、県内全域が東青地域県民局の所管区域である。
 一 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する県民税の均等割及び法人税割
 二 県民税の配当割及び株式等譲渡所得割
 三 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う者に対する事業税
 四 たばこ税
 五 自動車税
 六 鉱区税
 七 固定資産税
 八 自動車取得税
 3 前二項の規定にかかわらず、公害の防止その他の環境の保全に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

地域県民局名	所 管 区 域
東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
中南地域県民局	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町
下北地域県民局	むつ市、下北郡

第二十九条の三に次の一項を加える。

8 行政機関条例の定めるところにより、知事は、二以上の地域県民局の所管区域にわたる事務があるときは、当該事務を所掌する地域県民局を指定することができる。
 第二十九条の三を第三十条とする。
 第四十九条を次のように改める。
 第四十九条（名称及び位置）

第四十九条 環境保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置

青森県環境保健センター
青森市

第五十二条から第五十四条までを削り、第三章第二節第一款第三目を同款第二目とする。

第三章第二節第三款第一目を削り、同款第二目中第五十九条を第五十二条とし、第六十条から第六十二条までを七条ずつ繰り上げ、第六十三条及び第六十四条を削り、同目を同款第一目とする。

第三章第二節第三款第三目及び第四目を削り、同款第四目の二中第七十二条の二を第五十六条とし、第七十二条の三を第五十七条とし、同目を同款第二目とし、同款第五目中第七十三条を第五十八条とし、第七十四条を第五十九条とし、第七十五条及び第七十六条を削り、第七十七条を第六十条とし、同目を同款第三目とする。

第三章第二節第三款第六目を削り、同款第七目中第八十二条を第六十一条とし、第八十三条を第六十二条とし、同目を同款第四目とし、同款第八目中第八十四条を第六十三条とし、第八十五条を第六十四条とし、第八十六条及び第八十七条を削り、同目を同款第五目とする。

第三章第二節第三款第九目を削り、同款第十目中第九十条を第六十五条とし、第九十一条を第六十六条とし、同目を同款第六目とする。

第三章第二節第三款第十一目を削り、同款第十二目中第九十四条を第六十七条とし、第九十五条を第六十八条とし、第九十五条の二を第六十九条とし、第九十五条の三を第七十条とし、同目を同款第七目とする。

第三章第二節第三款第十三目を削り、同款第十四目中第九十八条を第七十一条とし、第九十九条を第七十二条とし、同目を同款第八目とし、同款第十五目中第九十九条の二を第七十三条とする。

第九十九条の三第二項中「又は健康福祉こどもセンター」を削り、同条を第七十四条とする。

第九十九条の四を削り、第三章第二節第三款第十五目を同款第九目とする。

第九十九条の五中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 介護保険法の規定による地域支援事業の実施に関する必要な援助の実施等に関すること（福祉に係るものに限る。）。

第三章第二節第三款第十六目中第九十九条の五を第七十五条とする。

第九十九条の七を削り、第三章第二節第三款第十六目を同款第十目とし、同款第十七目中第九十九条の八を第七十七条とする。

第九十九条の九第二項中「又は健康福祉こどもセンター」を削り、同条を第七十八条とし、第三章第二節第三款第十七目を同款第十一目とする。

第九十九条の十中第五号を削り、第六号を第五号とし、第三章第二節第三款の二第一目中同条を第七十九条とする。

第九十九条の十一第二項を削り、同条を第八十条とする。

第三章第二節第三款の二第二目中第百条を第八十一条とし、第百条の二を第八十二条とし、第百条の三及び第百条の四を削り、第百条の五を第八十三条とし、第百条の六を第八十四条とし、同款第三目中第百条の七を第八十五条とし、第百条の八を第八十六条とする。

第百条の九第二項中「第百条の七各号」を「第八十五条各号」に改め、同条を第八十七条とする。

第百条の十を削り、第三章第二節第三款の二第四目中第百条の十一を第八十八条とし、第百条の十二を第八十九条とし、同款第五目中第百条の十三を第九十条とし、第百条の十四を第九十一条とし、同款第六目中第百条の十五を第九十二条とし、第百条の十六を第九十三条とする。

第三章第二節第四款第一目を削る。

第百八条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第三章第二節第四款第二目中同条を第九十四条とし、第百九条から第百十三条までを十四条ずつ繰り上げる。

第百十四条第五項第八号及び第九号を削り、同条を第百条とし、第百十五条から第百八条までを十四条ずつ繰り上げる。

第百九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条を第百五条とし、第三章第二節第四款第二目を同款第一目とする。

第百二十条に次の一項を加える。

2 前項に規定する事務のほか、水産総合研究センターは、漁業に関する実際的な知識及び技術を体得させる短期の研修に関する事務を所掌する。

第三章第二節第四款第三目中第百二十条を第百六条とし、第百二十一条から第百二十三条までを十四条ずつ繰り上げる。

第百二十四条第二項に次の一号を加える。

五 漁業に関する実際的な知識及び技術を体得させる短期の研修に関すること。
 第二百二十四条を第百十条とし、第百二十五条を第百十一条とし、第三章第二節第四款第三目を同款第一目とする。

第百二十六条第二号中「農林畜水産物」を「農畜水産物」に、「販売流通」を「流通」に改め、同条第四号を削り、第三章第二節第四款第四目中同条を第百十二条とし、第百二十七条を第百十三条とし、第百二十八条を第百十四条とする。

第百二十九条を削る。
 第百三十条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条を第百十五条とし、第百三十一条を第百十六条とし、第三章第一節第四款第四目を同款第三目とする。

第三章第二節第四款第五目から第八目までを削り、同款第九目中第百四十一条を第百十七条とし、第百四十二条を第百十八条とし、第百四十三条を削り、同目を同款第四目とし、同款第十目中第百四十四条を第百十九条とし、第百四十五条を第百二十条とし、第百四十六条及び第百四十七条を削り、同目を同款第五目とする。

第三章第二節第四款第十一目から第十九目まで並びに同節第五款第一目及び第二目を削り、同款第三目中第百二十四条を第百二十一条とし、第百二十五条を第百二十二条とし、同目を同款第一目とし、同節第五款の二第一目中第百二十六条を第百二十三条とし、第百二十七条を第百二十四条とし、第百二十八条から第百三十五条までを削る。

第三章第二節第五款の三を削る。

第百三十七条第一項中、「健康福祉こどもセンター」及び、「中央病院、つくしが丘病院」を削り、第三章第二節第六款中同条を第百二十五条とする。

第百三十八条及び第百三十九条を削る。

第百四十条第一項中、「並びに地域県民局の地域連携室及び」を「及び地域県民局の」に、「各出先機関（地域県民局を除く。）並びに各地域県民局の地域連携室及び各部共通の項」を「各出先機関（地域県民局を除く。）及び各地域県民局の各部共通の項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 第三十一条第四項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、

第三十九条第三項、第四十一条第三項、第五十四条第二項、第六十九条第二項及び

第三項、第九十六条第二項、第九十九条第三項、第百条第四項、第百二条第三項、

第百三条第四項、第百四条第四項、第百五条第四項、第百八条第二項、第百十条第

三項、第百十一条第三項、第百十四条第一項、第百十五条第三項、第百十六条第四

項並びに前条第一項の規定により内部組織を置く出先機関及び地域県民局の部に、前項に規定するもののほか、課を置く出先機関及び地域県民局の部にあつては課長を、室を置く出先機関及び地域県民局の部にあつては室長を、科を置く出先機関にあつては科長を、班を置く出先機関にあつては班長を、部を置く出先機関にあつては部長を置く。

3 第三十一条第二項から第四項まで、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十九条第三項、第四十一条第三項、第五十四条第二項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第一項及び第二項、第九十九条第三項、第百条第三項及び第四項、第百二条第三項、第百三条第三項及び第四項、第百四条第三項及び第四項、第百五条第三項及び第四項、第百八条第一項及び第二項、第百十条第三項、第百十一条第三項、第百十四条第一項、第百十五条第三項、第百十六条第三項及び第四項並びに前条第一項の規定により内部組織を置く出先機関及び地域県民局の部に、前二項に規定するもののほか、必要に応じ、室を置く出先機関及び地域県民局の部にあつては副室長を、課を置く出先機関及び地域県民局の部にあつては副課長を、科を置く出先機関にあつては副科長を、班を置く出先機関にあつては副班長を、部を置く出先機関にあつては副部長を、センターを置く出先機関にあつては副所長を、局を置く出先機関にあつては副局長を置く。

第三章第三節中第百四十条を第百二十六条とする。
 第百四十一条第二項中「課」の下に、「室」を加え、「室」を削り、同条第三項中「班、科」を「科、班」に改め、同条を第百二十七条とする。

第百四十二条を第百二十八条とし、第百四十三条から第百四十五条までを第百十四条ずつ繰り上げ、第百四十六条を削り、第百四十七条を第百三十二条とし、第百四十八条を第百三十三条とし、第百四十九条を第百三十四条とする。

第五章を削り、第六章中第百五十条を第百三十五条とし、同章を第五章とする。
 別表第一中「部及び」を削り、同表総務部人事課の項中「総務事務集中化推進監」を「総務事務集中管理監」に改め、「及び服務」を削り、「事務処理の集中化の推進に関する企画及び調整並びに」を「事務の集中的処理の管理及び」に改め、同表健康福祉部医療薬務課の項を次のように改める。

健康福祉部医療薬務課	薬事指導監	医薬品等の取締りに必要な措置に係る計画の樹立及び調査、薬局開設者等の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
------------	-------	--

別表第一農林水産部構造政策課の項中「農林建築総括指導監」を「農林建築指導監」に改め、「重要な」を削り、同表に次のように加える。

エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課	企画調整報道監	局内の重要な施策の推進に関する企画及び調整、局内の広報及び広聴に係る連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
----------------------	---------	--

別表第二中「第二百四十条、第二百四十一条」を「第二百二十六条、第二百二十七条」に改める。

別表第三中「第二百四十条」を「第二百二十六条」に改め、地域県民局の地域連携室の項を次のように改める。

地域県民局の地域連携部	部長、室長、環境管理事務所長（西北地域県民局及び北上地域県民局を除く。）
-------------	--------------------------------------

別表第三地域県民局の県税部の項中「税務調査監」の下に「（北上地域県民局を除く。）」を加え、同表地域県民局の地域健康福祉部の項中「総務企画室」を「企画調整室」に、「下北地域県民局を除く。」を「衛生指導監（下北地域県民局を除く）」を「中南地域県民局及び三八地域県民局に限る。」を「衛生指導監（下北地域県民局を除く。）」、歯科衛生推進監（東青地域県民局に限る）」に改め、「監査指導監」の下に

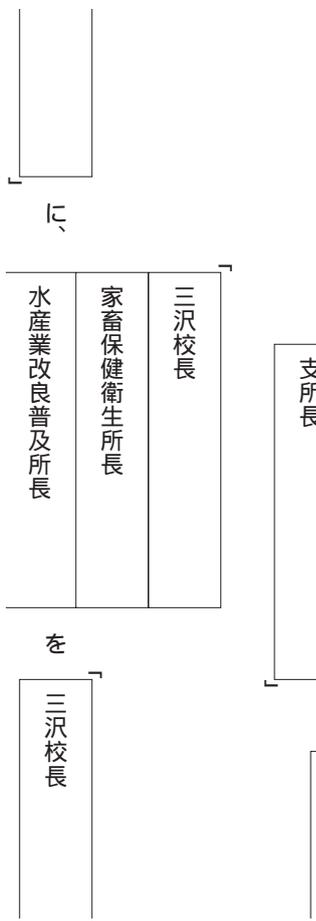
「（東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局に限る。）」を加え、

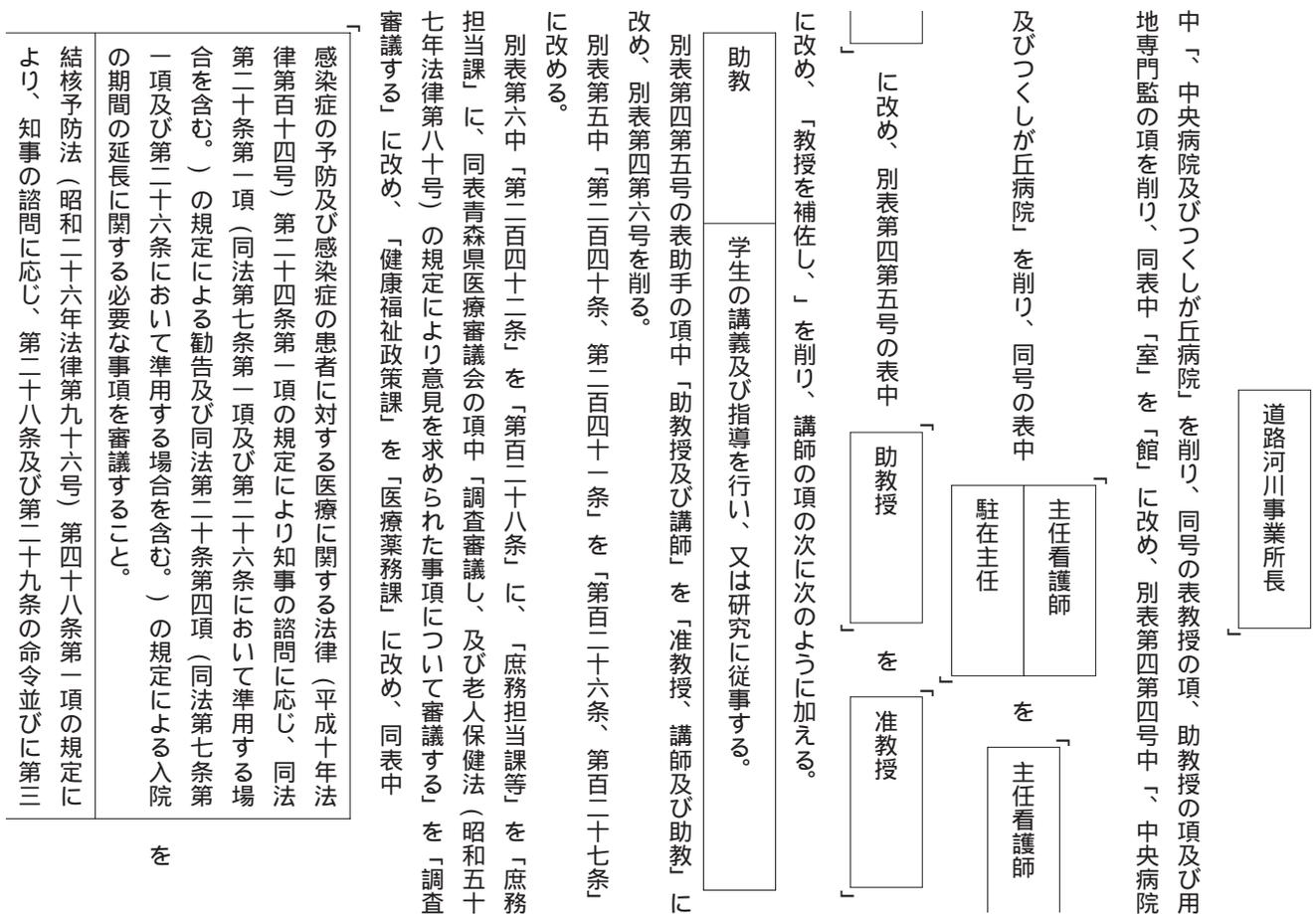
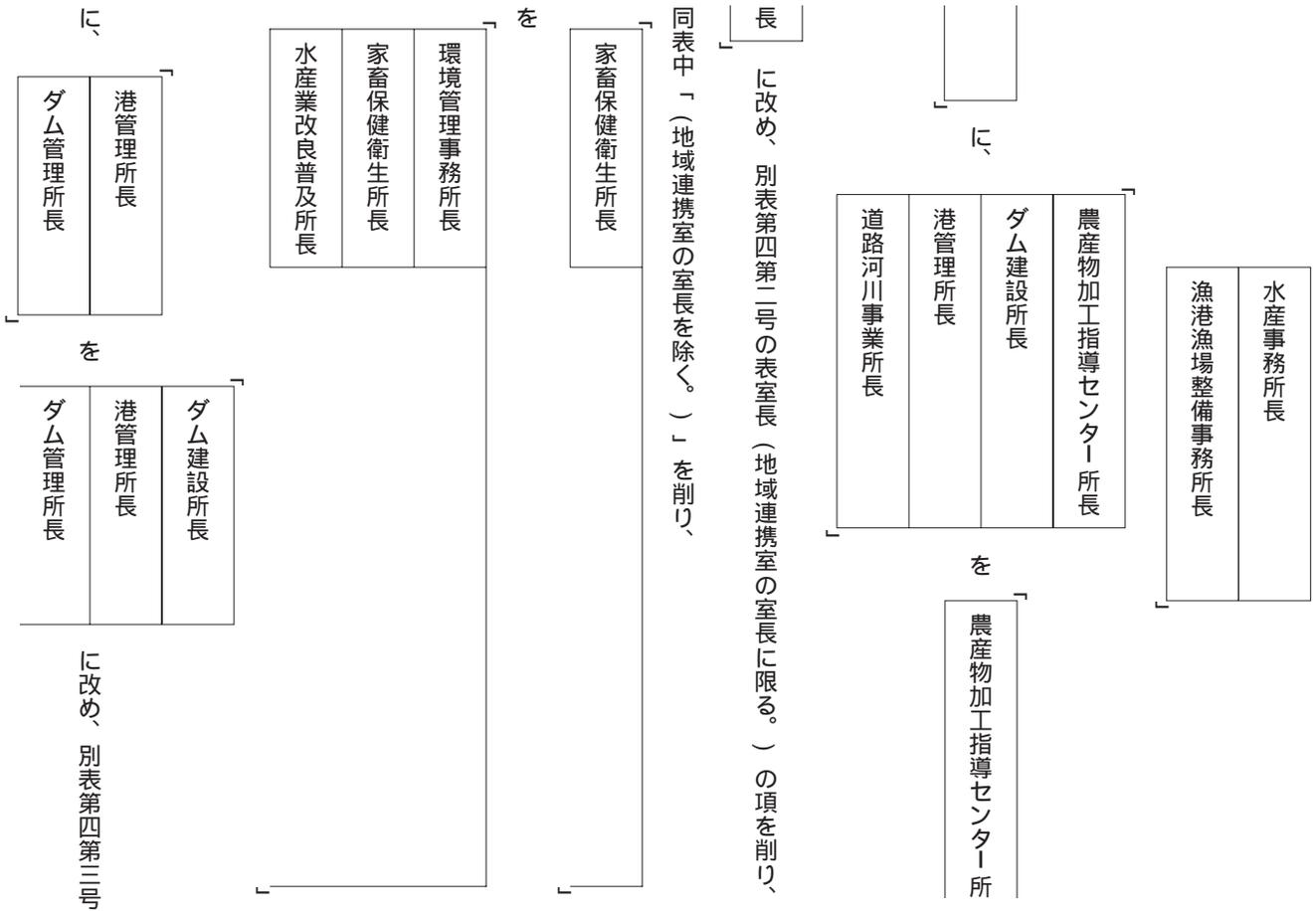
室長を総室長、次長に改め、同表地域県民局の地域農林水産部の項中「二

人」の下に「西北地域県民局にあつては三人、」を加え、「一人」を「二人」に改め、「畜産推進監」の下に「北上地域県民局及び」を加え、「林務調整監（下北地域県民局を除く）」を「林務調整監（東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局に限る）」に改め、「ダム管理主幹」の下に「東青地域県民局及び」を加え、「水産事務所長（中南地域県民局を除く。）」、漁港漁場整備事務所長（中南地域県民局、下北地域県民局及び西北地域県民局に限る。）、「水産事務所長（三八地域県民局、下北地域県民局及び北上地域県民局）」に改め、同表地域県民局の地域整備部の項中「中南地域県民局にあつては」を「三八地域県民局にあつては」に改め、「用地専門監

を削り、「建築調整監」の下に「西北地域県民局及び」を加え、「港管理所長（三八地域県民局）」を「ダム建設所長（東青地域県民局に限る。）」、港管理所長（東青地域県民局、三八地域県民局及び北上地域県民局）に改め、「中南地域県民局に限る。」の下に「、道路河川事業所長（西北地域県民局に限る。）」を加え、同表県税事務所の項を削り、同表青森県環境保健センターの項中「総括研究管理監、環境管理事務所長」を「研究調整監」に改め、同表青森県原子力センターの項中「研究調整監」を削り、同表健康福祉こどもセンターの項を削り、同表青森県立保健大学の項中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改め、同表青森県立中央病院の項及び青森県立つくしが丘病院の項を削り、同表保健所の項中「東地方保健所、」を削り、同表福祉事務所の項中「監査指導監」の下に「（東地方福祉事務所、中南地方福祉事務所及び三戸地方福祉事務所に限る。）」を加え、同表児童相談所の項中「所長」の下に「次長」を加え、同表県外情報センターの項中「青森県大阪情報センター」を「青森県北海道情報センター」に改め、同表農林水産事務所の項を削り、同表青森県農科大学の項中「教授、助教、講師、講師」を削り、同表青森県立海洋学院の項及び県土整備事務所の項を削り、同表青森県INTER支援東京連絡事務所の項中「次長」を削り、同表各出先機関（地域県民局を除く。）並びに各地域県民局の地域連携室及び各部共通の項中「並びに」を「及び」に改め、「地域連携室及び」及び「院、」を削り、「室」を「館」に改める。

別表第四中「第二百四十一条」を「第二百二十七条」に改め、同表第一号中「保健大学、中央病院及びつくしが丘病院」を「及び保健大学」に改め、同号の表中「（健康福祉こどもセンターの次長を除く。）」を削り、室長の項を削り、「健康福祉こどもセンターの福祉部及びこども相談部、」を削り、次長（健康福祉こどもセンターの次長に限る。）の項を削り、





道路河川事業所長

十四条第一項の申請に関する必要な事項を審議すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第三項の規定により次に掲げる事務（結核患者に係る事務を除く。）をつかさどる。

一 知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第一項（同法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、同法第二十条第一項（同法第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長に關し必要な事項を審議すること。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第六項（同法第七条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条第七項（同法第七条第一項及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に關し、意見を述べること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第三項の規定により次に掲げる事務（結核患者に係る事務に限る。）をつかさどる。

一 知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第一項の規定による通知、同法第二十六条において準用する同法第二十条第一項の規定による勧告及び同法第二十六条において準用する同法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長並びに同法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に關し必要な事項を審議すること。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第六項及び同法第二十六条において準用する同法第十九条第七項の規定による報告に關し、意見を述べること。

結核予防法の規定による。

五人以内

を

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療

各三人

に

に關する法律の規定による。

改め、同表青森県精神医療審査会の項中「第三十八条の三第二項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同表青森県むつ小川原開発審議会の項中「エネルギー総合対策局」を「エネルギー開発振興課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる改正前の青森県行政組織規則に規定する出先機関の平成十八年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる課及び地域県民局において所掌するものとする。

青森県税事務所	
東地方健康福祉こどもセンター	東青地域県民局
東地方農林水産事務所	
青森県土整備事務所	
五所川原県税事務所	
西北地方健康福祉こどもセンター	西北地域県民局
西北地方農林水産事務所	
五所川原県土整備事務所	
十和田県税事務所	
上北地方健康福祉こどもセンター	上北地域県民局
上北地方農林水産事務所	
十和田県土整備事務所	
青森県立海洋学院	農林水産部水産局水産振興課

（青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正）

3 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「エネルギー総合対策局、」を削り、「及び同項」を「（地域県民局を除く。）及び地域県民局の部並びに同項」に改める。

(青森県車両保管庫使用規則の一部改正)

4 青森県車両保管庫使用規則(昭和五十九年九月青森県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部総務学事課」を「総務部財産管理課」に改める。
第二条第一項中「規定する出先機関」の下に「(地域県民局を除く。)」及び地域県民局の部」を加え、「総務部総務学事課長」を「総務部財産管理課長」に、「総務学事課長」を「財産管理課長」に改め、同条第二項及び第三項中「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。

第三条第二項及び第五条第一項中「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。
第一号様式中「~~総務学事課長~~」を「~~財産管理課長~~」に、「~~主任~~」を「~~課長~~」の「~~課~~」を「~~課長~~」に、「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。
第二号様式中「~~総務学事課長~~」を「~~財産管理課長~~」に、「~~課長~~」を「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。

(青森県証明事務に関する規則の一部改正)

5 青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「エネルギー総合対策局長又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
第九条第一項中「エネルギー総合対策局長、」を削り、「出先機関」の下に「(地域県民局にあつては、部)」を加える。
(不動産取得税減免条例施行規則の一部改正)

6 不動産取得税減免条例施行規則(平成十年十月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は県税事務所長(以下「所長等」という。)」を削り、同条第三項中「所長等」を「地域県民局長」に改める。
第一号様式から第五号様式までの規定中「~~所長等~~」を削る。

(青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

7 青森県県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は県税事務所長」を削り、「所長等」を「局長」に改め、同条第二項中「所長等」を「局長」に改める。
第三条から第五条まで及び第六条第一項から第三項までの規定中「所長等」を

「局長」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「~~所長等~~」を削る。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

8 青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「エネルギー総合対策局」を「エネルギー開発振興課」に改める。
第十一条第一項中「(西北地方支部及び上北地方支部の支部長にあつては、県税事務所長)」を削る。

「五所川原県税事務所長

別表西北地方支部の項中 西北地方健康福祉こどもセンター所長 を「西北地域

西北地方農林水産事務所長

県民局長」に改め、「五所川原県土整備事務所長」を削り、同表上北地方支部の項

中「十和田県税事務所長」を「上北地域県民局長」に、「上北地方健康福祉こども

センター所長 を「十和田食肉衛生検査所長 十和田食肉衛生検査所長

」を「東青地域県民局地域農林水産部長」に改め、上北地方農林水

産事務所長 及び「十和田県土整備事務所長」を削る。

(青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法

律施行細則の一部改正)

9 青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法

律施行細則(平成十四年三月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

「環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部」に改める。

(青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

10 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年七月青森県規則第四

十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「青森県環境保健センター」を「地域県民局の地域連携部」に改

める。

(青森県浄化槽法施行細則の一部改正)

11 青森県浄化槽法施行細則(昭和六十年十月青森県規則第五十八号)の一部を次の

ように改正する。

第二条中「又は県土整備事務所長」を削る。

第三条第一項中、「地域県民局」を「及び地域県民局」に改め、「及び県土整備事務所」を削る。

(青森県温泉法施行細則等の一部改正)

12 次に掲げる規則の規定中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

一 青森県温泉法施行細則(昭和五十二年三月青森県規則第十号)第八条

二 青森県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号)第三条

三 青森県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

(昭和四十四年二月青森県規則第八号) 第三条

四 青森県柔道整復師法施行細則(昭和四十六年八月青森県規則第五十三号) 第三条

五 青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号) 第七条

六 青森県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十五年四月青森県規則第三十二号)

第八条

七 青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十年四月青森県規則第三十六号) 第十条第二項

八 青森県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十四年五月青森県規則第二十号) 第三条第二項

九 青森県調理師法施行細則(昭和四十四年七月青森県規則第四十四号) 第七条第二項

十 青森県栄養士法施行細則(昭和四十四年二月青森県規則第六号) 第三条

十一 青森県健康増進法施行細則(平成十五年四月青森県規則第五十二号) 第三条

十二 青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号) 第十三条

十三 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四四年二月青森県規則第六号) 第三条

十四 青森県化製場等に関する規則(昭和五十九年九月青森県規則第五十号) 第九条

条

(青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

13 青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は農林水産事務所長」を削る。

別表中「又は農林水産事務所長」、「農林水産事務所の所管区域にわたり、又は

及び「及び農林水産事務所」を削る。

(青森県食品衛生法施行細則及び青森県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

14 次に掲げる規則の規定中「(論冊)論評(レビュウ)」を削る。

一 青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号) 第十二号様式

二 青森県障害者自立支援法施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号) 第一号様式から第三号様式まで

(青森県母子保健法施行細則の一部改正)

15 青森県母子保健法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第四条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第五条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第六条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第三項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項、第二項、第四項及び第六項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第一号様式の表、第二号様式、第五号様式から第九号様式まで、第十三号様式及び第十四号様式中「(論冊)論評(レビュウ)」を削る。

(青森県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

16 青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

(青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び青森県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

17 次に掲げる規則の規定中「又は農林水産事務所長」を削る。

一 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号) 第二十一条

二 青森県漁港漁場整備法施行細則(平成十二年三月青森県規則第一百十六号) 第四

条

18 (青森県家畜伝染病予防法施行細則等の一部改正)

次に掲げる規則の規定中「又は農林水産事務所」を削る。

- 一 青森県家畜伝染病予防法施行細則(昭和五十年四月青森県規則第十八号)第六條
- 二 青森県動物用医薬品等販売業に関する規則(昭和三十七年一月青森県規則第三二號)第五條

- 三 青森県林業種苗法施行細則(昭和四十五年十二月青森県規則第九十五号)第十二條

(青森県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正)

- 19 青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は農林水産事務所」を削る。

第一号様式から第七号様式までの規定中「(漏れ又は附欄等)」を削る。

(青森県漁港管理規則の一部改正)

- 20 青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は農林水産事務所長」を削り、「所轄農林水産事務所長等」を「所轄地域県民局長」に改める。

第三條、第五條、第六條、第七條第一項、第十二條、第十三條及び第十四條第二項中「所轄農林水産事務所長等」を「所轄地域県民局長」に改める。

第一号様式から第五号様式まで及び第九号様式中「(漏れ又は附欄等)」を削る。

(青森県国有財産管理規則等の一部改正)

- 21 次に掲げる規則の規定中「又は県土整備事務所長」を削る。

- 一 青森県国有財産管理規則(平成七年五月青森県規則第三十一号)第十二條
- 二 青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号)第二條第一項

三 水防施設費補助規則(昭和二十七年十一月青森県規則第七号)第九條

四 青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例施行規則(平成十五年三月

青森県規則第十三号)第七條

- 五 青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成十二年三

月青森県規則第六十七号)第四條

- 六 青森県港湾法第五十六條に関する施行細則(平成十二年三月青森県規則第二百一十四号)本則

(青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

- 22 青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十五年三月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は県土整備事務所長」を削る。

第三條第一項中「地域県民局」を「及び地域県民局」に改め、「及び県土整備事務所」を削る。

(青森県海岸法施行細則の一部改正)

- 23 青森県海岸法施行細則(昭和四十二年四月青森県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「次の各号に掲げる許可の申請等の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、「事務所の長」を「地域県民局長」に改め、各号を削る。

(青森県地すべり等防止法施行細則の一部改正)

- 24 青森県地すべり等防止法施行細則(昭和四十三年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所の長」を「当該許可の申請等に係る地すべり防止区域を管轄する地域県民局長」に改め、同條ただし書中「第一号に規定する」を「次に掲げる保安林等の存する」に改め、同條各号を次のように改める。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項又は第二十五條の二第一項若しくは第二項(同法第二十五條の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五條第二項を除く。)の規定により指定された保安林(これに準ずべき森林を含む。)

二 森林法第四十一條の規定により指定された保安施設地区(これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。)

三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二條第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域(これらの地域に準ずべき地域を含む。)

(青森県都市計画法施行細則の一部改正)

- 25 青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)の一部を次

(青森県都市計画法施行細則の一部改正)

のように改正する。

第二条第三項中、「県土整備事務所」を削る。

訓

令

青森県訓令甲第四号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第一条 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中、「エネルギー総合対策局」及び「地域連携室及び」を削る。

第十六条第二項第一号及び第二号中、「青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院」を削る。

(診療手当支給規程の一部改正)

第二条 診療手当支給規程(昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「中央病院、つくしが丘病院」及び「健康福祉こどもセンター」を削る。

第三条第三号及び第四号を削る。

第六条の見出しを「(支給に関し必要な事項の記録)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一中央病院長の項から中央病院医療局長、つくしが丘病院長の項までを削り、同表中「中央病院の部長、つくしが丘病院の副院長、医務局長及び部長、」及び「健康福祉こどもセンターの保健部長」を削り、同表中央病院及びつくしが丘

病院の副部長の項を削る。

別表第二中央病院長の項から中央病院医療局長の項までを削り、同表中「中央病院の部長、つくしが丘病院の院長、副院長、医務局長及び部長、」を削り、同表中央病院及びつくしが丘病院の副部長の項を削り、同表中「中央病院、つくしが丘病院、」を削る。

別表第三中「中央病院の院長、副院長、医療局長及び部長、つくしが丘病院の院長、副院長、医務局長及び部長、」を削る。

別表第四及び別表第五を削る。

別記様式を削る。

(危険作業手当支給規程の一部改正)

第三条 危険作業手当支給規程(昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局の」の下に「地域連携部、」を加え、「健康福祉こどもセンター、農林水産事務所、県土整備事務所」を削る。

第五条中「地域県民局の」の下に「地域連携部長、」を加え、「健康福祉こどもセンター」所長、農林水産事務所長、県土整備事務所長を削る。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第四条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「エネルギー総合対策局」を削る。

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第五条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「エネルギー総合対策局」及び「地域連携室又は」を削る。

(青森県雪対策連絡会議設置規程及び津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部改正)

第六条 次に掲げる訓令の規定中「エネルギー総合対策局のグループリーダーのうちエネルギー総合対策局長が指名するもの」を「エネルギー開発振興課長」に改める。

一 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)

別表第一

二 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)別表第二

(青森県広報・広聴事務に関する規程の一部改正)

第七条 青森県広報・広聴事務に関する規程(平成元年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を削る。

第五条第一項中「エネルギー総合対策局」を削り、同条第三項中「エネルギー総合対策局及び」を削る。

(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第八条 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「エネルギー総合対策局」及び「地域連携室又は」を削る。

第三条第二項及び第六条中「エネルギー総合対策局」を削る。

(青森県行政資料センター規程の一部改正)

第九条 青森県行政資料センター規程(昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「エネルギー総合対策局長、」を削る。

(鳥獣保護員に関する規程及び青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程の一部改正)

第十条 次に掲げる訓令の規定中「又は農林水産事務所」を削る。

一 鳥獣保護員に関する規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十五号)第六条

二 青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程(昭和四十二年六月青森県訓令甲第二十二号)第五条

令甲第二十二号)第五条

(青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程の一部改正)

第十一条 青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程(昭和四十五年三月青森県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削り、「所長等」を「部長」に改める。

第五条中「又は健康福祉こどもセンター」を削る。

第六条中「所長等」を「部長」に改め、同条第四号中「又は健康福祉こどもセンター」を削る。

第八条及び第十一条第二項中「所長等」を「部長」に改める。

第二号様式中「(養老施設)センター所長」を削る。

(青森県母子自立支援員に関する規程の一部改正)

第十二条 青森県母子自立支援員に関する規程(昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は健康福祉こどもセンター」を削り、「所長等」を「部長」に改める。

第四条、第五条及び第八条中「所長等」を「部長」に改める。

(青森県婦人相談員規程の一部改正)

第十三条 青森県婦人相談員規程(昭和三十二年七月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「地域県民局」を「又は地域県民局」に改め、「又は健康福祉こどもセンター」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十四条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表二中「あらかじめエネルギー総合対策局長が指名するエネルギー総合対策局のグループリーダー」を「エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長」に改める。

(青森県国有林野産物極印使用規程の一部改正)

第十五条 青森県国有林野産物極印使用規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条中「又は農林水産事務所長」を削る。

(青森県国有林野県行部分林保護管理規程の一部改正)

第十六条 青森県国有林野県行部分林保護管理規程(昭和三十一年十一月青森県訓令甲第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び農林水産事務所長」を削り、「所長等」を「局長」に改める。

第三条から第五条までの規定中「所長等」を「局長」に改める。

(県営林事業手の設置等に関する規程の一部改正)

第十七条 県営林事業手の設置等に関する規程(昭和四十三年六月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「又は農林水産事務所」を削る。

第四号様式中「(森林火災防除隊)及び」(森林火災防除隊)を削る。

(青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程の一部改正)

第十八条 青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程（昭和四十九年九月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は農林水産事務所」を削る。

第四号様式中「（~~滄井~~）~~水産事務所~~」及び「（~~滄井~~）~~水産事務所~~」を削る。

（青森県土地利用対策会議規程の一部改正）

第十九条 青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「エネルギー総合対策局長が指名したグループリーダー」を「エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長」に改める。

（青森県非常勤道路監視員規程の一部改正）

第二十条 青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は県土整備事務所」を削る。

第五条中「又は県土整備事務所」を削り、「所長等」を「部長」に改める。

第六条及び第八条中「所長等」を「部長」に改める。

第一号様式の裏中「~~△▽~~△▽~~水産事務所~~」を削り、「~~水産事務所~~」を「~~水産~~」に改める。

第二号様式の表中「~~△▽~~△▽~~水産事務所~~」及び「~~△▽~~」を削る。

（青森県非常勤河川監視員規程の一部改正）

第二十一条 青森県非常勤河川監視員規程（昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は県土整備事務所」を削る。

第五条中「又は県土整備事務所」を削り、「所長等」を「部長」に改める。

第六条及び第八条中「所長等」を「部長」に改める。

第一号様式の裏中「~~△▽~~△▽~~水産事務所~~」を削り、「~~水産事務所~~」を「~~水産~~」に改める。

第二号様式中「（所）」を削る。

（青森県非常勤ダム監視員規程の一部改正）

第二十一条 青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は県土整備事務所」を削る。

第五条中「又は県土整備事務所」を削り、「所長等」を「部長」に改める。

第六条及び第八条中「所長等」を「部長」に改める。

別表中「及び県土整備事務所」を削り、「青森県土整備事務所」を「東青地域県民局地域整備部」に、「五所川原県土整備事務所」を「西北地域県民局地域整備部」に、「十和田県土整備事務所」を「上北地域県民局地域整備部」に改める。

第一号様式の裏中「~~△▽~~△▽~~水産事務所~~」を削り、「~~水産事務所~~」を「~~水産~~」に改める。

第二号様式中「（所）」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER支援室設置規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER支援室設置規程

（設置）

第一条 エネルギー総合対策局にITER支援室（以下「支援室」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 支援室は、次の事務を所掌する。

一 ITER関連施設（ITER（国際熱核融合実験炉をいう。）による研究に關連して設置される施設をいう。）の立地に伴い講ずる施策の企画、調整及び推進に關すること。

二 ITER支援東京連絡事務所に關すること。

（支援室の職等）

第三条 支援室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 支援室に必要な応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、主査及びその他

の職員を置く。

- 2 総括副参事は、上司の命を受け、支援室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。
- 3 副参事は、上司の命を受け、支援室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。
- 4 総括主幹は、上司の命を受け、支援室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。
- 5 主幹は、上司の命を受け、支援室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。
- 6 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 7 その他の職員は、上司の命を受け、対策室の事務に従事する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令

行政経営推進室設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「環境再生対策監及び報道監」を「及び環境再生調整監」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 環境再生調整監は、岩手県との県境における不法投棄に係る環境再生に関する連絡及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

第三条第四項を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十一号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

（青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部改正）

第一条 青森県青少年健全育成推進員に関する規程（昭和五十五年四月青森県告示第

三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「地域県民局地域健康福祉部及び健康福祉こどもセンター」を「及び地域県民局の地域健康福祉部」に改める。
別表青少年・男女共同参画課の項の次に次のように加える。

東青地域県民局地域健康福祉部	二十六人
----------------	------

別表三八地域県民局地域健康福祉部の項の次に次のように加える。

西北地域県民局地域健康福祉部	三十五人
上北地域県民局地域健康福祉部	四十三人

別表東地方健康福祉こどもセンターの項から上北地方健康福祉こどもセンターの項までを削る。

(青森県家畜人工授精講習会等開催要綱の一部改正)

第二条 青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は農林水産事務所」を削る。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭